

〈資料紹介〉宮内庁書陵部蔵『琵琶銘并序』影印・翻刻

小林 加代子

【解題】

一、翻刻の目的

宮内庁書陵部蔵『琵琶銘并序』（函号 伏一〇三六）は、琵琶に関する事柄を数種の資料から書写し、集記した体裁のもので、室町期の書写とされる^①。書写の経緯や筆者等については不明。本資料は、伏見宮家旧蔵楽書に数えられるものであり、江戸中期の『伏見宮楽書目録』（函号 伏一三三九）に、「琵琶銘并序 同（引用者注―一巻）」と見えている。楽書としては『教訓抄』『文机談』などの共通記事が見られるが、特に『文机談』と共通する部分が多い。楽書以外にも『音楽講式』『平家物語』等と共通記事があるが、これまであまり紹介のない資料である。楽書や講式、軍記などにわたる琵琶の言説を有する資料として、翻刻を行い、併せて影印を掲載す

ることとした。なお、『国書総目録』に同名で掲載されている。

内容は、各冒頭に「琵琶銘并序」「啄木調 貞敏記」「比巴譜序／或西記」「琵琶譜序」（以下適宜資料名に①②③④を付す。）と記されることから、全体を四区分できる。資料名となっている『琵琶銘并序』は、四区分の最初の部分のみに対応した名称であると考えられるが、便宜上、部分名としては「琵琶銘并序」とし、本資料全体を指す名称としては『琵琶銘并序』と表記することにす。

四つの資料が、どのような文献からの書写と考えられるかについては、①「琵琶銘并序」③「比巴譜序／或西記」に関しては未詳である。②「啄木調 貞敏記」と④「琵琶譜序」は、平安中期写の宮内庁書陵部蔵伏見宮本『琵琶譜』（複製、一九六四年。別称『南宮琵琶譜』。以下別称を用いる。）の序跋とほぼ同文であり、このような資料からの書写が想定される。それぞれ②「啄木調 貞敏記」と

『南宮琵琶譜』末尾が同文、④「琵琶譜序」と『南宮琵琶譜』冒頭が同文である。但し、表記が完全に一致しているわけではなく、④「琵琶譜序」には異本表記があり、異本として挙げられた方の表記が『南宮琵琶譜』と共通する箇所があること、また、「琵琶譜序」のミセケチ部分について、訂正後の表記が『南宮琵琶譜』と共通することなどからは、校異をとった形跡が看取できるのであり、伏見宮本『南宮琵琶譜』は、直接の典拠とは認められない。^②

次に、①「琵琶銘并序」については、「江大府卿」と記されることが注目される。「江大府卿」として知られるのは大江匡房であるが、管見の及ぶ限りでは、匡房の作としてこのような資料の存在は確認できていない。^③ また、内容の面でも、中世の様々な資料との共通点を持っている。詳細は後述するが、「教訓抄」「文机談」「音楽講式」「朗詠譜」「朗詠九十首抄」「朗詠要抄」、宴曲「琵琶曲」「平家物語」「源平盛衰記」「塵荊鈔」等と共通する部分がある。特に『朗詠要抄』は収載する朗詠の出典を記しているが、「鳳凰鴛鴦ハヲソツカラ和鳴ノコエヲソヘ ソウクワ啄ホクハ ソラニ伶龍ノヒ、キヲヲクル」という「琵琶銘并序」と共通の朗詠の出典を、「比巴銘 序云」と記している。本資料に記載される「琵琶銘并序」の内容が出典である可能性があるが、逆の場合も考慮される。あながちに判断できることではないが、関連を指摘しておきたい。

③「比巴譜序／或西記」は、藤原貞敏から源高明に至る琵琶の伝授の系譜を記したものである。内容は、「琵琶血脈」「琵琶系図」等と通じるものであり、記載される人物名も多く共通する。また、系図の形式をとるもの以外では、『文机談』の琵琶伝授者関連記事と共通する点が多い。前記のように、「文机談」との関連は①「琵琶銘并序」にも認められるのであり、『琵琶銘并序』全体にわたって共通性が指摘できる。

『琵琶銘并序』全体を見ると、①～③までが、『文机談』菊亭本の巻第一末尾から巻第二冒頭、内容では、琵琶の由来に関する藤原孝時の説から、源高明が琵琶の伝授系統に名を連ねるまでの記事と、記事の配列、内容ともに共通性が認められる。^⑥ 但し、②に該当する藤原貞敏が廉承武より琵琶を伝習した記事については、『文机談』では、『南宮琵琶譜』跋の内容に拠りながらも、記事の分量も格段に多く、具体的かつ詳細に貞敏の事跡を記している。また、『文机談』は『南宮琵琶譜』序を引用しているが、引用文を「貞敏譜序云」としている。これに対して④では「脩琵琶譜序 或貞保親王比巴譜序両様可何之」と注記しているのであり、両者に直接の関連を指摘することは難しい。^⑦ 本資料は、伝来を考慮しても、『文机談』と近接した場での成立・受容が想定されるが、影響関係のみならず、和文漢文の相違、体系的な構成と資料の列挙の相違等、考慮すべき

点があると思われる。

本資料の記載内容は、楽書という範囲においては、『教訓抄』『文机談』と共通記事を持つ。また、資料内でも①と④、②と③、③と④など、重複する記事があるが、これらから系統的な書写の流れを想定することは難しい。寧ろ、琵琶に関する記事が、特定の資料にとどまらず、様々な資料に散見される一例として、注目したい。特に①「琵琶銘并序」に顕著であるが、楽書においてのみならず、広く講式や軍記等とも関連を持つ点は、中世の琵琶に対する認識を探る上でも重要である。まずは、出典不明の①「琵琶銘并序」③「比巴譜序／或西記」について、管見の及ぶ範囲で共通資料を以下に示し、楽書として、また、楽書を超える問題を有する資料として、ここに提示することとする。

二、「琵琶銘并序」

①「琵琶銘并序」の〈作者〉は「江大府卿」すなわち大江匡房である。匡房は主に『本朝統文粹』において、「江大府卿」と記されている。『本朝統文粹』巻第一には、「江大府卿」作の銘が、「薫籠銘」「続座左銘并序」「円宗寺鐘銘」と三種ある。「琵琶銘并序」の、序文があり、銘文が四字という形式は、「円宗寺鐘銘」と同様である。「琵琶銘并序」は『本朝統文粹』の大江匡房作文と同様の

形式をとっていると考えられる。

「琵琶銘并序」には、蒙恬が創出したという琵琶の濫觴が記され、藤原貞敏によって日本に将来される以前の事跡が、以下のように記されている。

夫比巴者太子庶子蒙恬之所創也為秦□居胡城□故謂之胡比巴推手前曰比引手却曰巴及漢中葉以公主嫁烏孫馬上作樂慰其道路之思後以美人王牆賜匈奴忽爾也仍有王明君辭司馬氏竹林高士阮咸善彈之及東晉謝仁祖為鎮西將軍愛之作大道之曲唐玄宗世貴妃好之爰有楊真操德宗時江州司馬白樂天於湓浦口聞京洛声作比巴引音曲低昂画於斯焉世大嘆之（傍線引用者）

この部分は、「釈名」「文選」「琵琶行」などに見られる琵琶に関する記事を、時代順に列挙し、藤原貞敏によって日本に将来される以前の琵琶の事跡を記しているが、これ自体が既に琵琶に関する言説の集積とでも言うべき様相を呈している。「推手前曰比引手却曰巴」は「釈名」による、琵琶の語釈である。烏孫公主、王昭君については「文選」石季倫「王明君詞」による。阮咸については「竹林七賢伝」等による。謝仁祖が大道の曲を作ったというのは、「語林」「世説」による。玄宗と楊貴妃については「長恨歌」などが背景にあるが、楊貴妃が琵琶をよくしたことは、例えば『太平広記』に見える。但し楊真操については漢籍では管見に入らない。これにつ

いては後述する。そして白居易「琵琶行」が拳がっている。鳥孫公主から白楽天までは、どの時代のことかを記し、どのような人物が、琵琶と関わったかを記している。

「形状製造猶有未詳 觀夫半月隱月之規伏手反手之作三尺五寸之法四絃四柱之機金屬之飾紫檀之槽中虛外実柄直盤円」では、琵琶の形状と各部名称を記している。半月・隱月・伏手（覆手）・半手（反手）は、それぞれ琵琶の各部名称である。「三尺五寸之法四絃四柱之機」は琵琶の寸法と絃の数を表す。三尺五寸と四絃の組み合わせは、『風俗通』の記事で、『芸文類聚』巻四四、『初学記』巻一六他、類書に引かれる。『教訓抄』他、琵琶関連の記事に頻出する言辭である。「紫檀之槽」は琵琶の材質であるが、『日本三代実録』藤原貞敏卒記事に、貞敏が劉二郎より「紫檀紫檀琵琶各一面」を贈られたとある。また、有名な琵琶女象は、紫檀製であるとされている。「中虚外実」「柄直」「盤円」は『初学記』巻一六所引の傅玄「琵琶賦」等に見える。これら『釈名』『風俗通』『竹林七賢伝』『語林』『世説』傅玄「琵琶賦」などは『芸文類聚』巻四四『初学記』巻一六『太平御覽』巻五八三『幼学指南鈔』など類書の琵琶の項目に見えるものである。ここまで「琵琶銘并序」の序文について見てきたが、これに続く四字の銘文に用いられる語句に関しても、序の部分と対応する部分が多く、出典も『芸文類聚』『初学記』などに見え

るものがある。なお、このような出典を持つ記事は、『教訓抄』をはじめ、琵琶に関する記事に多く見られるものである。

伯近真「教訓抄」巻第八には「琵琶」の項があり、様々な文献引用によって、琵琶に関する記事を収載しているが、「琵琶銘并序」と共通する点がいくつかある。例えば、波線部の謝仁祖については、『教訓抄』も「或抄云、（略）謝鎮西ハ沙漠二引、白楽天ハ尋陽二間ク。」と記している^⑨。なお、共通記事として、特に注目されるのは傍線部である。対応する『教訓抄』の記事を以下に引く。

匡房卿云、唐玄宗世、貴妃好_レ之。爰有_二楊真操_一。（徳）宗時、江州司馬白楽天、於_二湓浦口_一聞_二京洛声_一候。引_二音曲_一低昂画_二於斯焉。

この二つは、左に挙げる傍線部を除くと同文である。

聞_二京洛声_一作_二比巴_一引_二音曲_一低昂画_二於斯焉。（琵琶銘并序）
聞_二京洛声_一候。引_二音曲_一低昂画_二於斯焉。（教訓抄）

これらはいずれも大江匡房の言であるとされることで一致する。この箇所について、白楽天が湓浦口に京洛の声を聞き、琵琶行を作ったというのは、「琵琶行」序に見られるのであり、とりたてて「匡房卿云」とする必要がない^⑩。問題は、琵琶の三秘曲の一とされる楊真操について、玄宗の世に、楊貴妃がこれを好んだことから、楊真操という曲ができたという記事である。『教訓抄』は同じ巻第

八「琵琶」に、秘事の一つとして、「楊真操」へ風香調彈之。是楊貴妃所作云。へ楊姓、真名也。自作也。賜大常博士也。」(引用者注―へ内割注。)と記し、楊貴妃が作ったという説を挙げている。楊真操にまつわる言説は、管見の限り、匡房以前の資料には確認されない。事実はどうあれ中世においては、大江匡房という人物の言であるという点が重視されていると見られる。^{①)}

ところで、「琵琶銘并序」の琵琶の濫觴を記すこの部分は、文永末年頃成立の、文机房隆円「文机談」に、共通記事が指摘できる。

孝時つねに申されしは、比巴は大国にもうてんといひける人
つくりはじめけるなり。胡城にをこれるゆへにこれを胡琴とい
ふ。をすてのす、むを比といひ、引てのしりぞくを巴といふ。
比巴の兩字に則陰陽を具足せり。漢のなかばにのぞむで、陳の
後主のとき后主を烏孫にあたへし、愛声として馬上に曲をなせ
り。これをしらめて屢道路のかなしみをやすむ。いま明君彈と
いへるはこの曲の事也。又玄宗の御代には玉妃これをあやつる。
爰楊真博士曲をなして、伝秘して又後世の一曲とす。又江州の
司馬白居は汾浦の口にいで、船樂を聞に、めづらしく京都のこ
ゑありければこれを感じて一巻の銘をつくる。いまの比巴引則
これなり。(菊亭本、傍線引用者。)

傍線部は「琵琶銘并序」と共通すると目される部分である。前掲

〈資料紹介〉宮内庁書陵部蔵『琵琶銘并序』影印・翻刻

の「琵琶銘并序」本文の波線部分を除くと、語句の相違はあるが、漢文を和文にした体で、殆ど内容と言えよう。楊真操についての記述も有している。「教訓抄」「文机談」「琵琶銘并序」は、楊真操に関して同じ情報を共有していると考えられる。

次に、楽書にとどまらず様々な資料との共通点が指摘できるのは、以下の記事である。

彼風香調裏春花含芬馥之氣流泉曲間秋月淀清明之光^一

鳳凰鴛鴦自添和鳴之声叢花啄木暗送玲瓏之響^一

「風香調」「鳳凰」「鴛鴦」「啄木」はいずれも「琵琶諸調子品」(伏見宮本「琵琶譜」所収、一九六四年、複製。)に見え、「教訓抄」卷八にも記載がある。啄木は、「三五要録」等の琵琶の譜では「啄木調」と表記されるが、楊真操・流泉とともに琵琶の三秘曲として認識されるものであり、後掲の「教訓抄」記事にも「胡渭州ノ最良秘曲」として挙がっている。

他の文献では、これらはいずれも、朗詠として散見される。先述のとおり、「朗詠要抄」は「鳳凰鴛鴦」の出典を「比巴銘 序云」と記す。但し、「朗詠要抄」に収載される朗詠は、「鳳凰鴛鴦」のみである。「風香調」と「鳳凰鴛鴦」を両方とも収載しているのは、鎌倉末期写とされる陽明文庫蔵「朗詠譜」雑部である。次のように、「琵琶銘并序」と同じ配列で並んでいる。

風香調ノウチニハ花芬馥ノ氣ヲフクミ流泉ノ曲ノアヒタニ八月
清明ノ光ヲアラソフ 真名本ニハ光ヲウカフトアリ

鳳凰エムアウハヲノツカラ和メイノコエヲソヘ叢花タクホクハ

ソラニ玲瓏ノヒ、キヲ、クル

「琵琶銘并序」では「風香調」は、「春花」「秋月」と季節が明記されているが、『朗詠譜』では季節がない。「鳳凰鴛鴦」は、『朗詠譜』以外にも、朗詠古譜と称されるもののうち『朗詠九十首抄』

『朗詠要抄』にあるが、『風香調』は、『朗詠譜』以外には見出せない¹²⁾。『朗詠譜』の「真名本ニハ光ヲウカフトアリ」という注記につ

いて「琵琶銘并序」を見ると、「淀晴明之光」とあり、「ウカブ」という訓が可能である。但し、これは「琵琶銘并序」に限ったことではない。「風香調」の朗詠は、『教訓抄』や『平家物語』諸本にも見られるものである。『教訓抄』では、先に挙げた巻八「琵琶」の項に「風香調」が確認できる¹³⁾。

胡渭州ノ最良秘曲、『流泉』『啄木』ナム申曲侍ル。梁王ノ雪ノ
菌、イフコウガ月楼、棲々タル風香調ノシラベ、心モコトバモ
ヲヨバズ。彼ノ南海ニヲモブイシ黄門ノ、一面ノ比巴ヲ相具シ
テ、万里ノ波濤ニウカミ給ケム。何ナル景氣ニテ侍ケン。風香

調ノ中ニハ、花フンフクノ氣ヲ含ミ、流泉曲ノ間ニハ、月セイ
メイノ光ヲウカブ。已上、詞ツキ面白。ヨリテ注シ之。(傍線引用者)

ここから朗詠であることはわからないが、詞続きが面白いので、記したとの割注がある。これについて、『平家物語』諸本を見ると、記事としてはいずれも、藤原師長の尾張流罪の一連の記事に位置している。「風香調」が朗詠であると明記する諸本は、延慶本・長門本・源平盛衰記」等のいわゆる読み本系諸本である。「風香調」は、朗詠と明記されるかは別として、『平家物語』諸の本師長熱田参詣記事には概ね存する。覚一本巻三を引く。

やうやう深更に及で、ふがうでうの内には、花芬馥の気を含み、流泉の曲の間には、月清明の光をあらそふ。「願くは今生世俗文字の業、狂言綺語の誤をもて」といふ朗詠をして、秘曲を引給へば、神明感応に堪へずして、宝殿大に震動す。

「アラソフ」という末尾の語は、『朗詠譜』に同じである。覚一本や屋代本といったいわゆる語り本系諸本は「風香調」しか記載していない。一方、延慶本・長門本・「源平盛衰記」などは、熱田参詣記事の「風香調」に加えて「鳳凰鴛鴦」も宮路山琵琶弹奏記事に見られる。この二つは、場面としては異なるが、記事としては比較的近い位置にある。延慶本を引用する。

或夜当国第三宮、熱田ノ社ニ参詣アリ。(略) 調彈スル数曲
ヲ尺シ、夜漏深更ニ及テ、「願ハ今生世俗文字ノ業」ト云朗詠
ト、「風香調ノ中ニ花芬馥ノ薰ヲ含、流泉ノ曲ノ間ニ、月清明

ノ光明ナリ」ト云朗詠トヲ、両三返セラレケルニ、神明感応ニ堪ヘズ、宝殿大ニ震動ス。衆人身毛豎テ、奇異ノ思ヲナス。大臣ハ、「平家ノカ、ル悪行ヲ至サ、ラマシカバ、今此ノ瑞相ヲガガマ、シヤハ」ト、且ハ感ジ且ハ悦給ケリ。

或時又徒然ノ余ニ、宮路山ニ分人セ給フ。(略) 苔石面ニ生テ、上絃ノ曲ヲ調ツベシ。岩上ニ唐皮ノ打敷、紫藤ノコウノ御琵琶一面、御隨身有ケルヲ、滝ニ向ケテ御膝ノ上ニカキスハ、撥ヲ取り絃ヲ打鳴シ給フ。四絃彈ノ中ニハ宮商彈ヲ宗トシ、五絃彈ノ中ニハ玉商彈ヲ先トス。軽ク攏ヲテ慢ユルク撚ネリ抹カケテ、復挑ス。初ハ為霓裳ヲ、後ニハ、大絃嘈々トシテ如ニ急雨、小絃竊々トシテ似秘語ニ。第一第二ノ絃ハ索々タリ。春ノ鶯間闊トシテ、花ノ底ニ滑ラカナリ。第三第四ノ絃ノ声ハ竊々タリ。寒泉幽咽シテ、氷ノ下ニ難ナヅマシ。大珠小珠ノ玉盤ニ落ル音、金桂ノアヤツリ、鳳凰鴛鴦ノ和鳴ノ声ヲ不レ副ト云ドモ、事ノ躰、山神感ヲ垂給ラムト覺タリ。サビシキ梢ナレドモ、惹花啄木ハ暗ニ玲瓏ノ響ヲ送ル。其時水ノ底ヨリ青黒色ノ鬼神出現シテ、膝拍子ヲ打テ、御琵琶ニツケテ、ウツクシゲナル声ニテ笙歌セリ。(傍線引用者)

「鳳凰鴛鴦」は、朗詠としては独立せず、位置も離れている。語句も変化しており、文章の一部分として機能している。他の諸本で

〈資料紹介 宮内庁書陵部蔵『琵琶銘并序』影印・翻刻

も、この部分は概ね同様である。「源平盛衰記」では「風香調」は「普合調中花含ニ紛馥氣」流泉曲間月琴ニ清明光」と記されている。また、長門本では「風香調」が熱田參詣記事に加えて、宮路山の記事にもあり、非常に近い記事の中に、二度も登場することになる。延慶本は「氣」とあるところを「薰」とするが、他は特に「朗詠譜」に異同として挙げられる「ウカブ」の位置にそれぞれ異同が見られる。その他の資料では、『塵荊鈔』に「風香調」が見えている。「風香調」「鳳凰鴛鴦」は、朗詠という性質をあらわしつつ、楽書・朗詠・軍記等と広汎に確認される。このへ朗詠は、琵琶という楽器が奏でる調べ、特に秘曲を謡うのであり、琵琶と不可分の内容を持つのである。

「鳳凰鴛鴦」は、朗詠としては『和漢朗詠集』になく、先述のとおり、『朗詠要抄』『朗詠九十首抄』陽明文庫蔵『朗詠譜』に収載される。また、宴曲「琵琶曲」に「鳳鴛和鳴の声」という記事が見える。¹⁵この朗詠は、『音楽講式』に見られ、朗詠との関連、『平家物語』等との関連は、菅野扶美が指摘するところである。菅野扶美の論によると、藤原孝道の発案になるといって「音楽講式」の伽陀として「第二讚琵琶徳者」の末尾に配置される朗詠である。¹⁶『平家物語』諸本における、藤原師長の宮路山琵琶彈奏記事は、「鳳凰鴛鴦」の朗詠や「琵琶行」「五絃彈」の語句の組み合わせによって構成され

ている部分があるが、その部分は、『音楽講式』の語句とも共通する。一方、「風香調」は、「琵琶銘并序」や「朗詠譜」では「鳳凰鴛鴦」と並記されるのに対して、『音楽講式』には見られない。『平家物語』に師長の事跡が記される場合などに際して、様々な資料が多面的に参照された可能性を示す例と考えられる。

三、「比巴譜序／或西記」

③「比巴譜序／或西記」は、「我朝琵琶為業者」と始まるとおり、日本における琵琶の名人を挙げ、貞敏以後の伝授の系譜を記したものである。『琵琶血脈』『琵琶系図』等と共通する人物が列挙されているが、「我朝琵琶為業者」と記される菅野高年・雅楽師尾張忠道を除くと、『文机談』と共通する¹⁷⁾。

「我朝琵琶為業者」として挙げられるのは、藤原貞敏、菅野高年、雅楽師尾張忠道である。菅野高年と尾張忠道に関する記述は、『琵琶血脈』等の系図類及び『文机談』に見られない。菅野高年について、『尊卑分脈』を見ると、藤原菅根の母が、従五位上菅野高年女であるとの記載がある。また、越前守正五位下藤原遠成の母が因幡守菅野高平（イ年）女と見えるが、いずれも琵琶との関連は記されておらず、該当するかどうかは不明である。なお、『尊卑分脈』において、藤原菅根の孫に、藤原保昌が見えることは注目される。藤

原孝道『新夜鶴抄』には、孝道の祖父孝博について、「孝博の父、六波羅蜜寺別当長慶は、代々彼寺の別当也、その先祖は、丹後守保昌といふ武者のむすめの子、六波羅別当になりて、代々へにけるとかや」と記されている。保昌との関連で、高年という名が記された可能性があるか。雅楽師尾張忠道についても不明であるが、あるいは楽書に頻出する尾張連浜主と何らかの関連が考えられるかもしれない。

藤原貞敏が琵琶を日本に将来したことは、『日本三代実録』や『南宮琵琶譜』に記されるとおりである。「比巴譜序／或西記」は、「承和遣唐年貞敏於揚州北水館自廉承武手所承学手法有数」と、遣唐使として渡唐した貞敏が、廉承武より琵琶の手を伝習したことを記しているが、これは直前の②の記事、「南宮琵琶譜」跋の「則揚州開元寺北水館而伝習弄調子同月廿九日学業既了於是博士承武送譜」等に基づくと思われる¹⁸⁾。また、末尾の「三代実録貞敏伝云」以下の引用記事は、『日本三代実録』貞観九（八六七）年一〇月四日貞敏卒記事を参照したと理解される。

次に文徳天皇の勅命により、藤原興嗣へ伝授されたことが記される。興嗣は、貞敏の甥である¹⁹⁾。『琵琶血脈』『琵琶系図』には名が見えないが、『文机談』には、文徳天皇が灌頂の器でなかったので血脈に入っていないという記事に続けて、「興継なども御同学にさぶ

らひて」などと見える。また、『尊卑分脈』の注記も同様に、「琵琶上手／右京大夫正五下／信濃大掾／仁寸元依勅自貞敏手伝比巴曲」と、勅命で貞敏から琵琶を学んだことが記されており、琵琶の上手として知られていたようである。²⁰⁾

興嗣の次には、清和天皇が貞敏より伝習したと記される。清和天皇は、系図類では、楽書類聚本『琵琶血脈』に「清和天皇へ水尾帝」と見える。『文机談』は「清和天皇は文徳第四の御子、御母儀染殿后と申。儲公の御時よりつねに貞敏をめしてこの道をさぐらせをします。」と記す。文徳天皇の次に清和天皇を記すという配列も『文机談』と同じである。

次も『文机談』と同じ配列で、『南宮琵琶譜』を記した貞保親王が挙げられる。貞保親王は笛譜をも著しており、琵琶に限らず、管絃の達成者として『文机談』には「管絃の尊者」と記される。なお、『文机談』には貞保親王が琵琶譜を著したことは記されていない。そして次のような引用記事を掲げている。

貞敏譜序云 凡厥調子数已繁多 其中秘手皆悉 伝受 始延喜廿年孟冬 終于廿一年季秋 親王天性洞晓 聞知十 縦令 来生再生 佰牙不死比之天孫 間不容鍼 今以此譜奉渡我生 嗟乎智音雖逢古人所歎 聊叙由縁 以為後日之張本而已 (傍線引用者)

〈資料紹介〉宮内庁書陵部蔵『琵琶銘并序』影印・翻刻

これは、④「琵琶譜序」、『南宮琵琶譜』序に見える記事である。しかし④「琵琶譜序」においても、「脩琵琶譜序 或貞保親王琵琶譜序兩様可何之」とあるように、諸説あったと見られる。²¹⁾ 語句の相違もあるが、この琵琶譜の序が、楽書に参照された状況が看取される。

貞保親王より伝授されたのは、源脩と藤原宜貫と記されている。源脩(修)については『琵琶血脈』『琵琶系図』『文机談』全て共通する。藤原宜貫(宜実)には「兵衛父」との注記がある。宜貫は『琵琶系図』には見えないが、『琵琶血脈』諸本、『文机談』には、兵衛命婦の父として記載されている。²²⁾ 『文机談』には、親王が脩にはうちとけず、器量の劣る宜貫には伝授したこと、脩が親王に仕える女房のもとに通い、親王が夜半に秘曲を弹奏するのを密かに聞き、伝習に漕ぎつけたことが記されている。これは「比巴譜序／或西記」の「宜実骨法劣於脩親王頗授習之脩彈法不幾可越師王王秘不究習脩有女彈時臥寢屋下聞親王夜半彈秘曲暗伝之」という記述と対応している。ところで、正平二〇(一一三六五)年書写『三五要録 卷二』奥書にある、後村上天皇の裏書には、「脩者臥寢屋下、親王夜半彈秘曲暗伝之、上原秘曲者依靈託相伝之」と見えている。内容は、『文机談』に鑑みて、脩が貞保親王の弹奏を密かに習得したことが、そして源高明が上原石上流泉の秘曲を廉承武の靈託によって伝

受したという記事と対応していると理解される。一方、傍線部について文字の配列を見ると、「比巴譜序／或西記」と若干相違するものの、ほぼ同文であると見られる。このように漢文で記した伝承記録が、何らかの形で存在していた可能性が想像される。

最後に記されるのは源高明であるが、高明は「西宮左大臣」「西宮殿」と呼ばれることが一般的で、『文机談』では「西宮のをとゞ」「西宮殿」「左相府」「丞相」などに見える。高明を「西宮源氏君」と称する用例はあまりないと考えられ、留意される。その記事は、「西宮源氏君自脩手習脩知天然之智不伝秘手 九條右丞相召脩令弾秘藏曲源氏君在御簾内聞之好知秘説」とあり、高明は脩に師事したが、脩が自分より優れていることを悟り秘手を教えなかったこと、藤原師輔が脩に秘曲を弾奏させ、それを高明が御簾の内より密かに伝習したことが記されている。内容の上では、これもやはり『文机談』と記事が対応している。

以上のように、「比巴譜序／或西記」は、貞敏以後の伝授の系譜について、『文机談』菊亭本の一部と、内容の面で共通すると言えるものである。なお、「西記」という表記が何を指すかは不明であるが、伝授系譜が西宮左大臣で終わることから、源高明との関連や、『文机談』が琵琶西流に属する文机房隆円の著作であることに鑑みて、西流との関連を視野に入れる必要があるか。

四、まとめと課題

『琵琶銘并序』は琵琶譜の序などを集記した体裁であり、まとまった内容をもって読まれることを想定した資料とは考えにくい。だが、その内容は、記事の配列と併せて、『文机談』菊亭本と非常に近接した内容の資料であると言える。岩佐美代子は『校注文机談』の解題に、卷三の音楽論が「管絃音義」の殆ど逐語的な訳になっていることを指摘している。奥付を持たず、室町時代の書写とされる『琵琶銘并序』について、影響関係という観点から『文机談』などとの関連を検討することはできない。しかし、本資料からも、和文と漢文が相互に参照しあう関係にあったことが看取される。また、極めて同文に近い語句が、『文机談』『教訓抄』『三五要録 卷二』などに散見されることから、琵琶に関する言説が、楽書の成立・受容の場に共有された状況を示す一資料であると言える。

そして、①「琵琶銘并序」の「彼風香調裏春花含芬馥之氣流泉曲間秋月澁清明之光 鳳凰鴛鴦自添和鳴之声 叢花啄木暗送玲瓏之響」は、楽書にとどまらず様々な資料に見えるものであった。本資料によって、これらのへ朗詠が、楽琵琶の文脈にも存在することが明らかになった。楽書と他分野との関わりを示す資料と言える。

今後の課題として、「琵琶銘并序」について『本朝統文粹』など形式の上で、どの程度親疎がはかれるのかを考慮する必要があると考える。また、中世の琵琶の言説とどのように関わるか、具体的に検討したい。特に『平家物語』諸本が概ね「風香調」を記載し、いわゆる読み本系諸本は「鳳凰鴛鴦」をも有していることとの関連を考えたい。この〈朗詠〉が琵琶に関する言辭として、『平家物語』においてどのような役割にあるか、『平家物語』における琵琶を考える上でも、検討の必要があると思われるのである。

注

- ① 宮内庁書陵部蔵書票による。
- ② 伊地知鐵男「『伏見宮本琵琶譜』解題」(『琵琶譜』宮内庁書陵部、一九六四年複製に付属。)参照。解題において、『南宮琵琶譜』と直接関係はないが非常に近い関係にあるものとして、同じく宮内庁書陵部蔵で南北朝写の、僧院禪の奥書を持つ院禪本が校勘対照に用いられている。
- ③ 大江匡房著作の調査にあたっては、以下の文献を参照した。
 - 『石清水不断念仏縁起』(吉原浩人「石清水不断念仏縁起」考・附訳註―延久二年の後三条天皇・大江匡房と八幡信仰―)『和漢比較文学叢書 第四卷 中古文学と漢文学Ⅱ』汲古書院、一九八七年。)
 - 『役君伝』(巴宗寺鐘銘)(本朝統文粹)、『遊女記』(傀儡師記)(日本思想大系八)、『江家次第』(神道大系朝儀祭祀編四)、『江師集』(新編国歌大観三)、『江談抄』(新日本古典文学大系)、『江都督納言願文集』(六地蔵寺善本叢刊 第三卷 江都督納言願文集)汲古書院、『弘法大師伝』(弘法大

〈資料紹介〉宮内庁書陵部蔵『琵琶銘并序』影印・翻刻

- 師伝全集一)、『後三条院即位記』(群書類従七)、『狐媚記』(本朝統文粹他)、『大師略年譜』(弘法大師伝全集一)、『管崎宮記』(朝野群載)、『春年記』(本朝統文粹)、『統本朝往生伝』、『本朝神仙伝』(日本思想大系七)、『洛陽田楽記』(日本思想大系二三)、『朗詠江註』(伊藤正義・黒田彰・三木雅博『和漢朗詠集古注釈集成 第一巻』大学堂書店)、『本朝統文粹』(新訂増補国史大系二九下)、『朝野群載』(新訂増補国史大系二九上)、『本朝文集』(新訂国史大系三〇)、『江記』(木本好信『江記逸文集』国書刊行会)、『本朝無題詩』(群書類従九)、『中右記部類紙背漢詩』(天理図書館善本叢書和書之部 第五七巻 平安詩文殘篇)八木書店)。
- ④ 共通資料等に関する先行研究は以下のとおり。
 - 植木行宣「教訓抄」(日本思想大系三三 古代中世芸術論)岩波書店、一九七三年。)
 - 岩佐美代子「校注文机談」(笠間書院、一九八九年。)
 - 美濃部重克・榊原千鶴「源平盛衰記(六)」(三弥井書店、二〇〇一年。)
 - 佐藤辰雄「貞敏の琵琶楽伝習をめぐって」(『日本文学誌要』第三三号、一九八五年七月)。
 - 菅野扶美「『音楽講式』の朗詠―諸朗詠譜との関連において―」(『日本歌謡研究』第二六号、一九八七年二月)。
 - 菅野扶美「『音楽講式』について」(『国語と国文学』第六四巻第八号、一九八七年八月)。
 - 菅野扶美「『音楽講式』と声楽―法用二ハ郎曲 伽陀二ハ朗詠』をめぐって」(『日本歌謡研究』第三〇号、一九九〇年二月)。
 - 乾克己「宴曲」(管絃曲)『琵琶曲』典拠考」(『和洋女子大学紀要』第二七集、一九八七年三月)。
 - ニールス・グェルベルグ「講式データ・ページ」(<http://www.f.waseda.jp/guelberg/koshiki/kdb/306/honkoku.htm> / First drafted: 00.2.10 Last updated: 03.8.28) 等参照。

- ⑤ 菅野扶美前掲論文④「『音楽講式』の朗詠―諸朗詠譜との関連において―」に、「比巴銘」を出典とすることが指摘されているが、「比巴銘」が如何なる文献であるか、言及がない。

⑥ 菊亭本には、文徳天皇の記事があるが、伏見宮本にはない。但し、伏見宮本は、文徳天皇の記事の直前に欠落があり、断定はできないとされる。これについて相馬万里子「解説」（平林盛得・相馬万里子『文机談 菊亭本・伏見宮本』古典文庫、一九八八年）を参照した。以下に引く。

今一つは現在本紙が失われており、紙移りの箇所であるので、確定的なことはいえないが、前に述べたように、伏見宮本（一）巻の欠落部分に当る写真が、現本文第四紙に直接続くとすれば、伏見宮本の藤原貞敏の次は清和天皇であって、菊亭本の「文徳帝愛詭当道事」の項がないことになる。「比巴血脉」などにも名の見えない文徳天皇が、後に加えられたものとする、例えば、文徳天皇から始まる『大鏡』を意識した修訂が行われたのでないかとも想像される。

本稿では、以上のような現状と指摘に鑑みて、菊亭本との共通性を指摘しておく。

⑦ 伏見宮本は、該当記事に『南宮琵琶譜』序の引用がない。

⑧ 蒙恬について、琵琶を創出したという記事は『文机談』にも見られるが、寧ろ、『教訓抄』『音楽講式』『愚問記』等では箏の創始者として記されている。

⑨ 謝仁祖について、佐藤辰雄前掲論文④を参照した。

⑩ 「琵琶行」序に「元和十年、予左遷九江郡司馬。明年秋、送客湓浦口、聞舟船中、夜彈琵琶者。聽其音、錚錚然有京都聲。」（近藤春雄「長恨歌・琵琶行の研究」明治書院、一九八一年。参照。）とある。なお、後掲の『文机談』との共通記事では、「琵琶銘并序」「教訓抄」の

「京洛」ではなく、「琵琶行」と同じ「京都」となっている。

⑪ 中原香苗「楽器名物譚の伝承」（『説話文学研究』第三四号、一九九九年五月）は、楽器名物譚に関して、『江談抄』が平安時代の伝承と深く関わっており、鎌倉時代にはそれをもとにして新たな説話や叙述が成立

すること、更にそれが説話集、楽書、唱導書などに利用されたことを指摘している。

⑫ 福島和夫・蒲生美津子「朗詠譜」解説（陽明叢書国書篇 第八輯 古楽古歌謡集）思文閣出版、一九七八年）参照。

⑬ 「教訓抄」に「風香調」記事があることは、御橋惠言『平家物語略解』（宝文館、一九二九年）をはじめ、『平家物語』の注釈書類に指摘がある。

⑭ 菅野扶美前掲論文④「音楽講式」の朗詠―諸朗詠譜との関連において―

⑮ 乾克己前掲論文④

⑯ 菅野扶美前掲論文④「音楽講式」と声楽―法用二八部曲 伽陀二八朗詠」をめぐって―

⑰ 「文机談」の伝承系譜については、磯水絵「琵琶秘曲伝授作法の成立と背景」（『説話と音楽伝承』和泉書院、二〇〇〇年）所載の系図を参照した。

また、『琵琶血脉』『琵琶系図』は以下を参照した。参考として、藤原武から源高明までの伝承を示した。丸数字・アルファベットは系図の分岐を示す。へ）内は傍書。

藤木流「琵琶血脉」（国立国会図書館蔵 八三四・三〇四）「大唐琵琶博士廉承武、藤原貞敏へ遣唐使掃部頭、貞保親王へ式部卿清和第四親王、①源脩へ楽書預図書頭、①a源博雅へ皇太后宮権大夫、①b左大臣高明、②藤原宜貫へ修理亮、兵衛命嫡」

群書類従本『琵琶血脉』（群書類従一九）「大唐琵琶博士廉承武、遣唐使掃部頭貞敏、式部卿貞保親王へ清和天皇第四皇子、①楽書預図書頭源修、①a皇太后宮権大夫博雅卿へ延喜皇子克明親王子、①b西宮左大臣高明公へ延喜皇子、②修理亮藤原宜貫、兵衛命嫡」

楽書類聚本『琵琶血脈』(『図書叢刊 伏見宮旧蔵楽書集成一』宮内庁書陵部)、「大唐琵琶博士廉承武(玄宗武宗二代比師 秦城胡城阿朝博士 劉次郎是也 字廉十郎)、遣唐使掃部頭藤原貞敏(仁明天皇御宇承和之比爲遣唐使 始伝琵琶於本朝)、清和天皇(水尾帝)、式部卿眞保親王(第四御子 桂親王)、楽書預図書頭源脩(仁明天皇孫、①修理亮藤原原實、兵衛命婦、②左大臣源朝臣高明(醍醐天皇第 皇子 或廿七御子云々 公卿補任云第一源氏)、③皇太后宮権大夫源博雅(兵部卿克明親王御子)」

『琵琶系図』(宮内庁書陵部蔵 伏一〇一四)「廉承武(唐人)、貞敏(遣唐使/掃部頭)、眞保親王(清和天皇御息)、楽書領修(頭書頭)、従三位博雅(皇后宮権大夫)」

⑱ 貞敏の事跡について佐藤辰雄前掲論文④参照。

⑲ 岩佐美代子前掲④『校注文机談』頭注参照。

⑳ 『文机談』伏見宮本は、伝承者として文徳天皇について立項せず、興嗣の名も見えない。

㉑ 伊地知鐵男前項②「伏見宮本琵琶譜」解題」に、『南宮琵琶譜』は、後世貞保親王御撰と考えられたものであり、眞保親王が敦実親王に伝受したものであると指摘される。但し、序文の解釈によって貞俊から貞保親王に伝受されたものとする説があったとして、『文机談』等が挙げられている。本資料の「脩琵琶譜序」という記載については不明。また、岩佐美代子前掲④『校注文机談』頭注参照。

㉒ 磯水絵「院政期音楽説話の研究」(和泉書院、二〇〇三年)に、『大鏡』に見える「兵衛の内侍の御をや」とは、兵衛命婦と宜貫である可能性が指摘されている。また、磯水絵「兵衛命婦」考——『源氏物語』の音楽研究にむけて」(『二松学舎大学論集』第四六号、二〇〇三年三月)参照。

〈資料紹介〉宮内庁書陵部蔵『琵琶銘并序』影印・翻刻

〔使用本文〕

『教訓抄』(日本思想大系 三三)『文机談』(岩佐美代子『校注文机談』笠間書院)『音楽講式』(高野山大学附属高野山図書館『高野山講式集』小林写真工業。CD・ROM二枚組)『朗詠譜』『朗詠九十首抄』(日本歌謡集成三)『朗詠要抄』(陽明叢書国書篇 第八輯 古楽古歌謡集) 思文閣出版)、『平家物語』延慶本(延慶本平家物語 本文編) 勉誠社、『平家物語』長門本(岡山大学本平家物語 福武書店)、『源平盛衰記』(源平盛衰記)三弥井書店、『塵荊鈔』(古典文庫四五〇)、『尊卑分脈』(新訂増補国史大系)、『新夜鶴抄』、『三五要録 卷二』(『図書叢刊 伏見宮旧蔵楽書集成三』宮内庁書陵部)、『日本三代実録』(新訂増補国史大系四)『愚問記』(『図書叢刊 伏見宮旧蔵楽書集成二』宮内庁書陵部)『幼学指南鈔』(『幼学指南抄』東豊書店)『芸文類聚』『初学記』『太平御覧』(四庫全書)『太平广記』(善本類書叢刊)

〔付記〕影印ならびに翻刻に際して、ご許可を賜りました宮内庁書陵部に、心から御礼申し上げます。

【翻刻】

〈凡例〉

一、本文は、宮内庁書陵部蔵『琵琶銘并序』(函号 伏一〇三六)の影印ならびに翻刻である。

一、書誌は以下のとおり。卷子本一軸。室町期写。楮紙。料紙縦三〇・二cm、横四六・二cm。紙数五枚。奥書・識語等なし。印記「図書寮印」。

外題「琵琶銘并序」(後筆。現表紙・題箋・軸は書陵部による後補)。

内題「夾第五十四号／琵琶銘并序」(第一紙。旧表紙)。

一、内容は四区分できる。便宜上、各部分の冒頭に「」を付し、通し番

号を付けた。なお、通し番号は、解題の①～④の番号に相当する。また、各部分について行頭に行番号を付した。但し、「2」「4」については、『琵琶譜』（宮内庁書陵部、一九六九年、複製）の冒頭及び末尾と同内容であるため、各節末尾に行番号を掲げ該当する表記を示し、校異を掲げた。

一、翻刻は、底本を忠実に翻刻することを心がけたが、以下の校訂方針に拠った。

- ・漢字は原則として通行字体に改めた。
- ・本文は、漢文に片仮名傍書が付されたものである。翻刻にあたっては用字の別を尊重し、仮名遣い・清濁・誤字・脱字等は底本の通りとした。
- ・疊字は、片仮名は「ヽ」、漢字は「々」に統一した。但し、「く」はそのままとした。
- ・紙継部分は（一）のように示し、改行は底本のままとした。但し、前記のとおり、行番号を付した。
- ・文字の大小、傍記・振り仮名等は底本のままを心がけた。
- ・声点は、便宜上これを省略した。
- ・ミセケチは、該当字の上に二重傍線を引き、判別できるようにした。
- ・虫損等による欠落箇所は一字分を□によって示し、判読不能字は（一）とした。傍記は原則として原本のままとした。また、異本対校によって類推できる文字は、傍書し、「」内に該当字を入れ、「カ」のように示した。

〈翻刻〉

夾第五十四号

琵琶銘 并序

- [1]
- 琵琶銘并序
 - 江大府卿
 - 夫比巴者太子庶子蒙恬之所創也為秦
 - 居胡城故謂之胡比巴推手前日比引手却日
 - 巴及漢中葉一以公主嫁烏孫馬上作樂慰其
 - 道路之思後以美人王牆賜匈奴忽爾也仍有王
 - 明君薛司馬氏竹林高士阮咸善彈之及東晉
 - 謝仁祖為鎮西將軍愛之作大道之曲唐玄宗世
 - 貴妃好之爰有楊真操德宗時江州司馬白樂
 - 天於湓浦口聞京洛聲作比巴引音曲低昂尺
 - 於斯焉世大嘆之狀形製造猶有未詳觀夫
 - 半月隱月之規伏手反手之作三尺五寸之法四
 - 絃四柱之機金屑之飾紫檀之槽中虛外実柄
 - 直盤門彼風香調裏春花含芬馥之氣流泉
 - 曲間秋月澆清明之光鳳凰鴛鴦自添和鳴
 - 之聲叢花啄木暗送玲瓏之響莫事不美
 - 誰態悉之遂作銘
 - 琵琶之副起自秦城雅琴慙操長尚謝聲
 - 哭猿寒叫牧馬哀鳴丹桂響潔素桐韻清

- 20 夢後十曲 聞之摧情 月前一部 彈者尽精
- 21 馬上慰思 舟冲霑濕 沙漠風暗 江湖月明
- 22 遷客自反 死者還生 雖歷万代 誰斥其名

〔2〕

- 1 啄木調 貞敏記
- 2 大唐開成三年戊辰八月七日壬辰日本国使作條
- 3 狀付勾当官銀青光祿大夫檢校太子庶事王
- 4 奉楊州觀察府請琵琶博士同年九月七日壬
- 5 依條狀送博士州衙前第一部廉承武生年八十五
- 6 則揚州開元寺北水館而伝習弄調子同月
- 7 廿九日学業既了於是博士承武送譜仍記耳
- 8 開成三年九月廿九日判官藤原貞敏記

△校異▽

- 2 開成本前 傍書なし 8 承和道唐使 〃なし

〔3〕

- 1 我朝琵琶為業者掃部頭藤原貞敏菅野
- 2 高年雅樂師尾張忠道等也 承和遣唐年

或西比巴 譜序仁明天皇

〈資料紹介〉宮内庁書陵部藏『琵琶銘并序』影印・翻刻

- 3 貞敏於揚州北水館自廉承武手所承学
- 4 手法有數貞敏帰朝之後有勅住神泉 文德
- 5 天皇 勅藤原興嗣令伝彼曲 貞觀聖主為
- 6 后時召貞敏受其曲 貞保親王即可其流貞保
- 7 親王南伝之絶妙勝先師藤原宜貫兵衛源脩從
- 8 親王習之宜実骨法劣於脩親王頗授習之脩
- 9 彈法不幾可越師君王秘不究習脩有女彈時
- 10 臥寢屋下間親王夜半彈秘曲暗伝之西宮源氏
- 11 君自脩手習脩知天然之智不伝秘手 九條右
- 12 丞相召脩令彈秘藏曲源氏君在御簾内聞之
- 13 好知秘説石上流泉 楊真操啄木于今不絶
- 14 如望月弄俾厭花者不優妙案譜可知之
- 15 三代実録貞敏伝云貞敏達上都從劉二郎
- 16 贈砂金二百両習教調子云々已上

〔4〕

- 1 琵琶譜序
- 2 夫琵琶者馬上樂也形法三才 絃象 四時飛濫
- 3 觸於秦年一流妙曲於漢日一公主之向烏孫 後其

脩琵琶譜序 或貞保親王比巴譜序同様可伺之

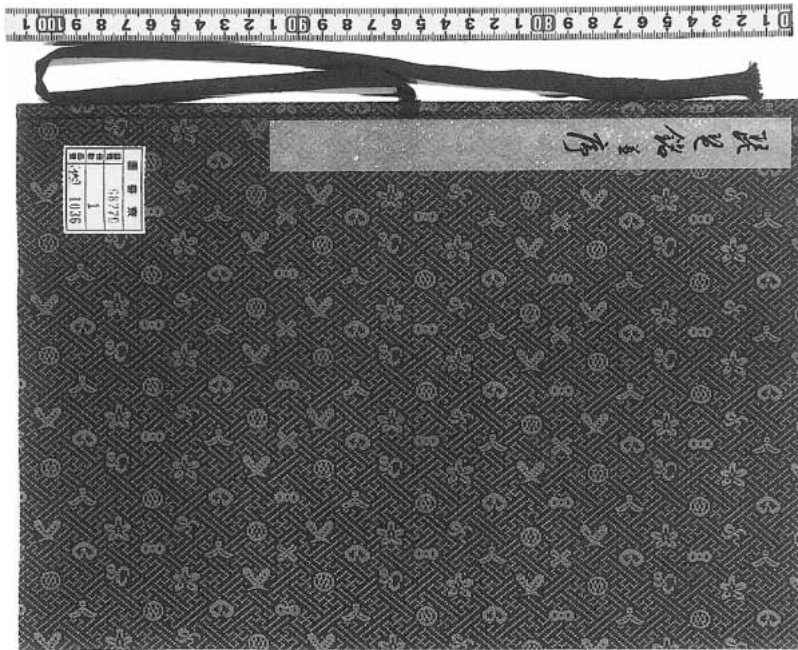
〈資料紹介〉宮内庁書陵部藏『琵琶銘并序』影印・翻刻

- 4 絶域之志昭君之辞鳳闕慰其遠嫁之悲况銑谿」
5 翫曲石季倫对此陶興竹林勸醉阮仲容彈之
6 蕩性者也 太上法皇以此器処躁靜之中執疎蜜
7 之要 勅上野太守親王就余学 其音曲伏惟物
8 以秘為貴故待仙深藏音以希見重故得人乃
9 伝余百年之半已過九泉之別難知若我生涯与
10 桐露而忽晞心彼曲調混松風以長絶道無大少只
11 思不墜凡厥調子数已繁多其中秘手皆悉伝
12 授始自延喜二十年孟冬終于二十一年季秋親王
13 天性洞曉聞一知十縱令朱生再生伯牙不死比之
14 天孫間不容鍼今以此譜奉度親王嗟乎知音難逢
15 古人所歎聊叙由縁以為後日之張本而已

〈校異〉5 曲「花」／6 性「情」・蜜「密」／10 少

「小」／12 二十「廿」・二十一「廿二」／14 親「我」

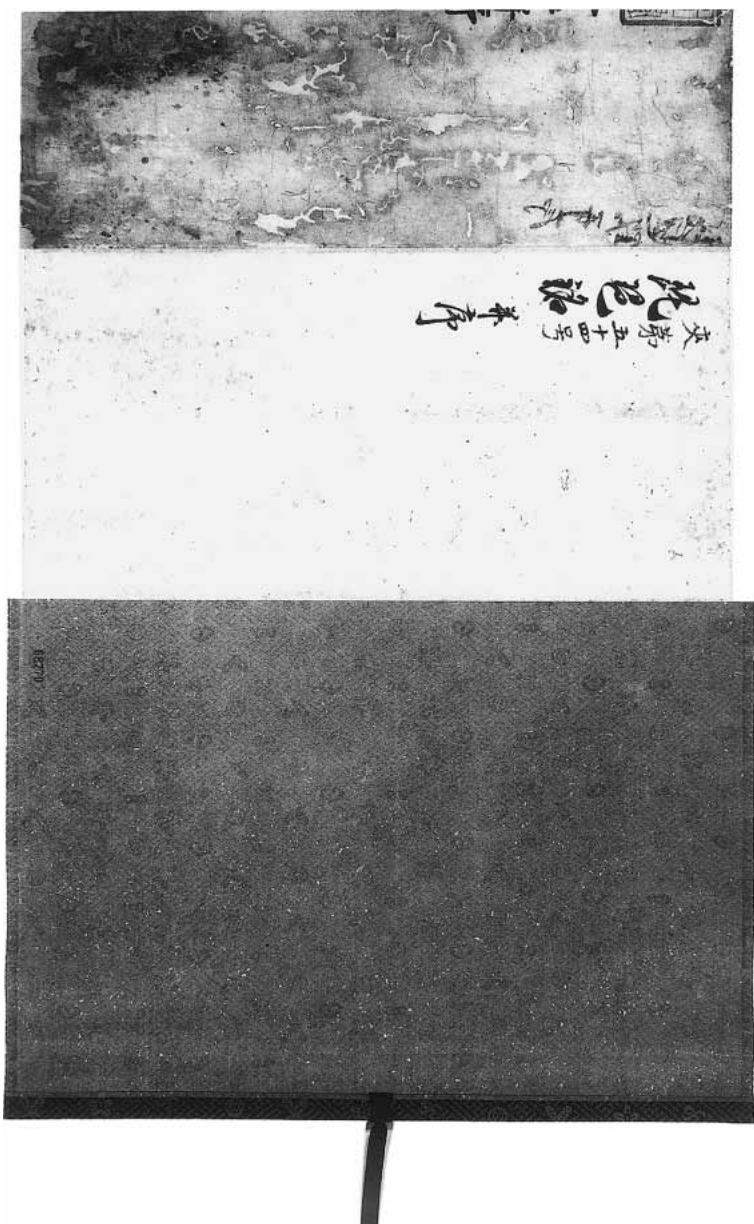
【影印】



〈資料紹介〉宮内庁書陵部蔵『琵琶銘并序』影印・翻刻



〈資料紹介 宮内庁書陵部蔵『琵琶銘并序』影印・翻刻



琵琶銘并序

沈亞之



琵琶銘并序

沈亞之

夫比巴者天子漢子家怡之前劉也為秦
 屠胡城故稱之胡比巴也然乎胡比巴引平
 巴及漢仲葉以之至後為孫鳥上丁樂建東
 道路之恩後以馬人王璽賜劉牧公余也仍有王
 明者錄司馬成竹林而之阮咸善彈之及葉音
 謝仁祖為鎮形早矣作大道西屋金
 貴妃好之及有楊真標德宗時沈明司馬樂
 天於塗滯同音洛般作比也音曲但男數
 於斯富貴大蒙之狀形製造備有未詳觀矣
 半月懸月之規也牛及牛之角二天字不誤
 後四柱之樣金屑之筋紫檀之楮中屋外實相
 自盤山山風金制表春金者鏡之氣流泉
 曲同秋月之清明之亦鳳凰鳴者印奏
 之般教不誤未暗送於瓊瓊者莫字不為

〈資料紹介〉宮内庁書陵部蔵『琵琶銘并序』影印・翻刻

自盤四嶺風在朝暮春沐念於鏡之氣流兒
 曲月秋月清明之亦風塵張者印
 之敵教於次大贈送於權之皆莫字不為
 雅監志之邊印銘
 琵琶之制 楚自秦地 雅奏哲操 長街射鼓
 突徽義訓 牧馬家數 丹桂如雲 素相約有
 夢後十曲 同言權情 月前一卦 彈者音精
 馬上慰恩 舟中寄調 沙灣風橋 江明月明
 還客同及 死者遷生 樂歷及我 雅書音妙
 采木棚 貞敏純
 大倉園成三年戊戌八月廿五日 長日本園使作任
 狀付勾當長銀青光祿大夫檢校左將大屋
 奉楊別親安府楳嶺見恩傳上白于九月廿五
 依條狀送情之別條始之秋唐家氏 壬午年
 則楊別用不吉其火祭而馬引非朝之月
 女允字素麗 於是將之家成送稻仍礼身
 園成三年九月九日刺在藤原貞敏 藤原
 我栴性恩為素者栴叔公孫亦貞敏字栴
 高年班志竹屋政之道也 系栴建也

我初既遇為妻者，此後爾自效，此後字作
 高年，此後字作屋塔，此後道也。此後字作
 自效於楊州，此後字作自屋，此後字作可求，此後字
 字法有數，此後自效，此後之復，此後有勅，此後行神泉，此後至秘
 天兒，此後勅在，此後典與，此後公濟，此後微也。此後自觀，此後配也。此後字
 屆時，此後自效，此後受其，此後曲身，此後得觀，此後王即，此後不其，此後加身，此後得
 觀，此後王傳之，此後總解，此後勝光，此後許君，此後原且，此後貴業，此後源備，此後流
 觀，此後之習，此後之直，此後實齊，此後法為，此後於猶，此後觀之，此後頗後，此後習西
 原，此後之不，此後答才，此後趙也，此後君王，此後秘不，此後究可，此後備有，此後未等
 外，此後復屋，此後下同，此後觀三，此後復半，此後彈絃，此後曲暗，此後傳之，此後聖聖，此後聖聖
 君，此後自備，此後平習，此後猶加，此後天然，此後之智，此後不傳，此後秘才，此後先歸，此後諸
 至，此後相宜，此後猶令，此後彈絃，此後奏曲，此後潘安，此後君在，此後所宜，此後同也
 好，此後如秘，此後觀不，此後之流，此後泉一，此後物真，此後標欲，此後未于，此後余絕
 如，此後望月，此後弄得，此後塵在，此後亡不，此後優少，此後榮藉，此後才然
 三代，此後寶錄，此後自效，此後傳之，此後自效，此後達上，此後郡佐，此後判二，此後節
 贈，此後妙益，此後二百，此後方習，此後教額，此後也
 此也橋序

〈資料紹介〉 宮内庁書陵部蔵『琵琶銘并序』影印・翻刻

琵琶譜序

夫琵琶者馬上樂也。形法三才。法象四時。飛渡
 歸於秦。手流曲於漢。自公至之。向為孫。後真
 絕域之志。昭為之。鳳凰。開。楚。其。遠。象。之。悲。晚。既。銘
 慨。酌。石。寺。偏。對。此。與。遊。竹林。勸。歸。沈。仲。容。序。之
 澆。性。越。太。上。法。兒。以。此。器。屬。操。靜。之。中。執。疎。臺
 之。要。勅。上。師。大。才。觀。王。氣。來。呼。其。音。曲。伏。惟。物
 以。極。力。貴。欲。待。優。深。藏。音。以。希。見。重。故。得。入。乃
 傳。余。百。年。之。半。已。過。九。泉。之。別。難。知。若。我。生。涯。誰
 桐。露。而。思。歸。思。何。調。泥。板。風。久。也。絕。道。意。大。少。只
 豈。不。墜。凡。厥。調。寸。數。已。繁。交。車。中。終。年。皆。盡。得
 授。始。自。迄。比。下。年。盡。又。終。下。二。年。委。秋。觀。王
 天。性。洞。曉。因。知。十。幾。之。未。生。存。生。何。才。來。死。比。之
 天。孫。回。不。香。劍。今。以。此。稱。秦。度。觀。王。送。年。知。景。難。悉
 古。人。可。歎。那。數。由。緣。以。為。後。日。之。張。本。而。色